



高額介護サービス費の誤支給について

介護保険制度では、1か月のサービスの利用者負担の合計が上限額を超えた場合に、申請によりその超えた部分を支給する制度（高額介護サービス費）があります。

この度、令和4年12月サービス利用分（令和5年2月処理分）に対して高額介護サービス費の誤支給が判明しました。

1 概要

社会福祉法第2条第3項第10号に規定する介護老人保健施設サービスの利用者負担額の減免を受けた低所得者については、高額介護サービス費の支給対象外とするところ、誤って対象とし、「高額介護サービス費」を支給してしまいました。

※社会福祉法第2条第3項第10号

生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

2 影響（返還の対象）

- (1) 対象者 4人
- (2) 金額 55,406円

3 経緯

介護老人保健施設から利用者負担額の減免を受けている低所得者を高額介護サービス費の支給対象から除く作業をしている際に、前月処理時に同作業を漏らしていることに気づき、確認したところ、高額介護サービス費を誤って支給していたことが判明しました。

4 原因

高額介護サービス費を処理する際、介護老人保健施設サービスの利用者負担額の減免を受けた低所得者を確認し、対象から除く処理を失念していました。

5 対応状況及び今後の対応

令和5年3月17日から3月18日にかけて、対象者又はその家族に連絡を行い、高額介護サービス費の誤支給についてお詫びし、誤って支給した額について返還を求めています。対象者には、お詫び文と納付書を送付いたしました。

6 再発防止策

チェックリストを作成し、担当者はチェックリストを活用して事務の漏れがないように確認しながら作業を行うなど、再発防止を図ってまいります。